



「三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進基本方針」(案)にご意見をお寄せください

↓情報推進室 内線2143

市では、これまで推進してきた地域の情報化を踏まえ、第3次基本計画(改定)に基づいて、新たに平成22(2010)年度までの地域のICT(情報通信技術)活用推進についての基本方針を策定します。

これは、「いつでも、どこでも、誰でも」が、ICTの活用によって、暮らしの豊かさ、利便さ、楽しさを実感できる地域社会(ユビキタス・コミュニティ)の実現を目指す。そのための基本的な考え方・指針を定めるものです。方針案の概要は次のとおりです。みなさんの「意見・要望」をお寄せください。

- 1 ユビキタス・コミュニティ実現に向けた5つの基本方針 ユビキタス・コミュニティの実現を目標に、次の5つの基本方針を定めます。
 - ①安全・安心な生活環境の実現に向け、市民・事業者関係機関、市との協働で、ICTを効果的に活用した防犯対策の充実・強化、地域ケアの推進、子ども子育て支援に関する情報提供の充実などに取り組みます。
 - ②地域社会の活性化の促進 地域社会の活性化の促進のために、地域産業の活性化が必要となることから、ICTを活用した「都市型産業の育成・支援」「就労支援」
 - ③魅力ある教育・生涯学習の推進を図るため、学校教育におけるICT利用環境の整備と活用、地域インターネットを生かした「コミュニティスクール」における情報交流の充実、生涯学習に関する情報提供の充実や図書館の利便性の向上などに取り組みます。
 - ④情報提供の充実と行政手続の利便性の向上 窓口のワンストップ化や協働コールセンターの検討などの総合窓口体制の充実・強化、行政手続の電子化の促進
 - ⑤「ユビキタス・コミュニティを支える基盤の整備」のため、市民間の情報発信・情報交流の促進や市民参加の充実に向けたICT基盤整備の促進、行政内部の電子化・情報化の促進、情報セキュリティの確保などを図ります。



「三鷹市教育支援プラン」(案)「三鷹市特別支援教育推進計画」(案)にご意見をお寄せください

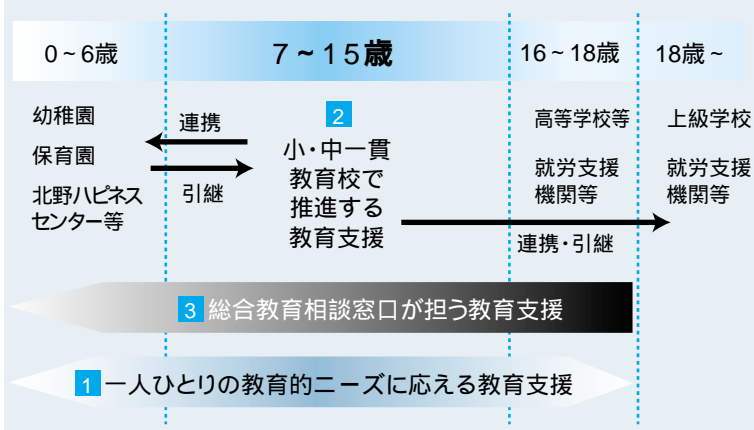
↓学務課 内線3291

近年、心身に障がいをもつ児童・生徒が多様化していることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育の実施が求められています。そのため、学校教育法の改正などによって、従来の特殊教育の枠組みを拡大した「特別支援教育」を推進することとされました。

市教育委員会では、こうした制度改正を受け、本市の特別支援教育について、「三鷹市教育支援プラン」(三鷹市特別支援教育推進計画)を策定します。

- 1 一人ひとりの教育的ニーズに応える教育支援
 - ①一人ひとりの教育的ニーズに応える教育支援 教育支援学級だけでなく、通常の学級においても一人ひとりの児童・生徒に対する的確な実態把握を行い、発達の見地に基いた個別指導計画、個別の教育支援計画を作成し、必要な支援を行います。また、教職員すべてが教育支援の理念を理解し、児童・生徒に対する的確な支援が行えるよう、多面的、効果的な研修を行います。
 - ②小・中一貫教育校で推進する教育支援 義務教育9年間を通じて継続的かつ系統的に支援が行えるよう、個々の児童・生徒の学習や対人関係上の課題とそれに対する支援、指導、学校生活での配慮事項などを、それぞれの中学校区で確実に引き継いでいける組織、システムを構築します。また、盲・ろう・養護学校などに通学している幼児・児童・生徒に対して副籍事業を行います。
 - ③総合教育相談窓口が担う教育支援

三鷹市教育支援プランの4本柱



4 三鷹市における教育支援推進のためのモニタリングシステムの構築

- 2 セキュリティの確保およびプライバシーの保護に関する運用ルールづくり
- 3 継続的なPDCA(計画・実行・評価・改善)の実施 事業継続性と費用負担のあり方
- 4 電子自治体構築の推進 ユビキタス・コミュニティの推進体制

- 1 民学産公(市民・NPOなど、大学・研究機関、企業行政)の協働
- 2 多数の「個」の連携による課題解決や価値創発
- 3 システムの柔軟な更新・運用

「意見・」要望などを「お寄せください」を3月30日(金)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、「〒181-8505 三鷹市教育委員会学務課総合教育相談窓口」・FAX 49 3924・gaku@city.mitaka.tokyo.jpへ提出してください。

計画(案)の全文は、市のホームページ「パブリックコメント」に掲載しているほか、総合教育相談窓口(教育センター2階)、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口、北野ハピネスセンターで配布しています。

「意見・」要望などを「お寄せください」を3月30日(金)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、「〒181-8505 三鷹市役所情報推進室」・FAX 5034・johou@city.mitaka.tokyo.jpへ提出してください。

方針案の全文は、市のホームページ「パブリックコメント」からご覧になれるほか、情報推進室(市役所4階)、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口で配布しています。

「意見・」要望などを「お寄せください」を4月25日(水)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、「〒181-8505 三鷹市教育委員会学務課総合教育相談窓口」・FAX 49 3924・gaku@city.mitaka.tokyo.jpへ提出してください。

計画(案)の全文は、市のホームページ「パブリックコメント」に掲載しているほか、総合教育相談窓口(教育センター2階)、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口、北野ハピネスセンターで配布しています。

「意見・」要望などを「お寄せください」を3月30日(金)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、「〒181-8505 三鷹市役所情報推進室」・FAX 5034・johou@city.mitaka.tokyo.jpへ提出してください。

方針案の全文は、市のホームページ「パブリックコメント」からご覧になれるほか、情報推進室(市役所4階)、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口で配布しています。

「意見・」要望などを「お寄せください」を4月25日(水)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、「〒181-8505 三鷹市教育委員会学務課総合教育相談窓口」・FAX 49 3924・gaku@city.mitaka.tokyo.jpへ提出してください。

計画(案)の全文は、市のホームページ「パブリックコメント」に掲載しているほか、総合教育相談窓口(教育センター2階)、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口、北野ハピネスセンターで配布しています。

「意見・」要望などを「お寄せください」を3月30日(金)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、「〒181-8505 三鷹市役所情報推進室」・FAX 5034・johou@city.mitaka.tokyo.jpへ提出してください。

方針案の全文は、市のホームページ「パブリックコメント」からご覧になれるほか、情報推進室(市役所4階)、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口で配布しています。

外かく環状道路計画に関する住民投票実施請求書が提出されました。国・東京都が計画している外環状道路計画に対する三鷹市の最終意見を市民全体の意思確認で表明するため、住民投票の実施を求める住民投票実施請求書が、三鷹市自治基本条例に基づき3月9日に市長に提出されました。これは、住民投票実施請求書署名簿(選挙管理委員会の審査により有効署名数は1万316人)および住民投票の条例案とともに、住民投票実施請求代表者である佐藤壽さん、豊田謙史さん、福本昭夫さんから提出されたものです。市では、自治基本条例に定める手続にしたがい、提出された条例案に市長の意見を付けたうえで、その賛否を諮るため、議案として市議会に送付することとなります。代表者から提出された住民投票実施請求の要旨 現在三鷹市は、外環状道路計画(以下「外環計画」)への態度表明を国・東京都に求められています。市の全域にわたる重大な影響を及ぼす外環計画に、三鷹市が同意するか否かは、市民の健康と安全な生活に直接かわるものであり、出来る限り多くの市民意思を確かめ、慎重に対応すべきです。私達は、三鷹市自治基本条例に基づき「三鷹の環境と市民生活を害さない」という保障が不明確なまま、現在の外環計画に市が同意することの賛否を「住民投票」で問い、その結果に基づいて市の態度表明を行うことを請求します。外環計画をめぐる主な不安と疑問は、東八・中央高速両道路を結ぶインターチェンジ(以下IC)・ジャンクションの建設により、農地を含む広大な緑地と市民に親しまれているランドなどスポーツ施設が失われ、「緑と水の公園都市」の都市像が消失する。毎日10万台にのぼる車の排気ガスが2カ所の換気所から飛散、三鷹の大気を汚染し、既に全都平均を上回る学童の呼吸器系疾患がさらに深刻化する。市街地での大深度巨トンネルの地下環境への影響は未知の部分が多く、地下水源の枯渇・汚染、ジャンクション周辺の浅層地下水の流動阻害による土地の隆起や地盤沈下も予測される。IC周辺の渋滞を分散させるため、地上部の外環12や幅員16mの3・4・12号線等が計画され、車が市内へ流入環境悪化とともに生活道路での交通事故増加が市内全域に広がる可能性が高いなどです。市は、外環計画により三鷹全域が「沿線各市区市の中で最も大きな影響を受ける」と認めており、「市民と協働のまちづくり」をめざす上で市民全体の意思確認を行うのは当然のことです。現在までの市長意見(素案)などをみれば、三鷹市は外環計画に対し「事業着手まで容認するものではない」としながらも、計画の変更により「一定の評価」を行い、条件付ながら「同意」する意向を示しています。国や都から何の担保も補償もない未確定な要素を多く含んでいる現段階で「同意」すべきではありません。市長は「市民を主権者」とうたう市政にふさわしく「住民投票」による市民意思の確認を重視した上で国や都に対応されるよう、その決断を期待するものです。 ↓政策法務課 内線2217